

扶養事実申立書

太枠内の全てを記入してください。

1. 認定対象者について

氏名			組合員の税法上の被扶養者となっているか	はい・いいえ
配偶者の有無及び無の場合の理由	有・無	未婚・離婚・死別（ 年 月 日死亡・生前の職業 ）		
直近の社会保険等	加入者本人被扶養者	国保・健保・共済・任意継続（ 年 月 日喪失）・その他（ ）		

2. 認定対象者の所得*について

該当する項目すべての□にチェックをし、所得の内容に○印または()に詳細を記入してください。

※ 認定日以降に将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる収入のことで、所得税法上の所得とは異なります。

所得の種類	所得の内容		添付書類	
<input type="checkbox"/> 給与所得	給料、賞与、手当、賃金・報酬・その他（ ）		裏面の別表を参照の上、所得の種類に応じた必要書類を添付してください。 現在無収入の場合でも、所得証明書に収入が記載されている場合は、状況に応じた書類の提出が必要となります。	
<input type="checkbox"/> 年金所得 ※受給権を有しているものすべて(支給停止になっている場合も含む)	老齢年金・遺族年金・障害年金・恩給・企業年金 農業者年金・その他の年金() <input type="checkbox"/> 繰上げ請求あり(年 月 日請求) <input type="checkbox"/> 繰下げ請求あり(年 月頃請求予定)			
<input type="checkbox"/> 事業所得	農業・事業・不動産・その他（ ）			
<input type="checkbox"/> 利子所得	預貯金、有価証券利息・株式配当金・その他（ ）			
<input type="checkbox"/> 株式等の譲渡所得	特定口座・その他（ ）			
<input type="checkbox"/> 雇用保険	受給中・待機中または延長中（受給予定 年 月）	給付日額		
<input type="checkbox"/> 休業給付	傷病手当金・出産手当金・その他（ ）			円
<input type="checkbox"/> その他の所得	（ ）			
<input type="checkbox"/> 所得はなく、無収入である				

3. 認定対象者に対する他の扶養義務者(配偶者・父母・兄弟姉妹等)の状況 ※証明書等を求める場合があります。

他の扶養義務者がいる場合はその詳細を、いない場合は氏名欄に「なし」と記入してください。

続柄	氏名	生年月日	年収	同居・別居	認定対象者への仕送額	認定対象者を扶養できない理由等
		。。	万円	同・別	万円	
		。。	万円	同・別	万円	
		。。	万円	同・別	万円	

4. 組合員が認定対象者を扶養しなければならない理由

<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
--

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

なお、被扶養者の資格要件を欠く場合は、速やかに取消申告をします。

年 月 日 組合員証記号・番号（ - ）

組合員氏名

㊦

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

所属所長 職名

氏名

㊦

裏面別表（認定対象者の状況に応じた提出書類）

直近の社会保険が健保、共済、任意継続等（被扶養者を含む。）の場合

提出書類	
資格喪失証明書（原本）	※直近の社会保険が国保であった場合および社会保険に未加入の場合のみ省略できます。

認定日以降に所得がある場合

所得の種類		提出書類
□ 給与所得	給料、賞与 手当、賃金	労働条件等証明書（原本）※共済組合が作成した書式又はそれに準ずる内容の証明 または 契約書、通知書等の労働条件がわかる書類（写）
	その他	労働条件等が確認できる書類（写）
□ 年金所得 （受給権を有する全ての年金）		決定通知書（写）、改定通知書（写）、支払通知書（写）等、 最新の年金額が確認できるもの
□ 事業所得		確定申告書および収支内訳書の写し（税務署受付日が確認できるもの）
□ 利子所得		金額が確認できる書類
□ 株式等の 譲渡所得	特定口座	特定口座年間取引報告書（写）等
	その他	確定申告書および株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の写し （税務署受付日が確認できるもの）
□ 雇用保険 （注）	受給中	雇用保険受給資格者証の写し（基本手当日額および受給状況が確認できる部分）
	待機中	// （基本手当日額および待機期間が確認できる部分）
	延長中	// および 受給期間延長通知書の写し
□ 休業給付		給付日額および給付期間の証明書（原本）
□ その他所得		金額が確認できる書類

（注）認定対象者が一定期間内に離職している場合の雇用保険の取扱い
 雇用保険の適用がない場合や受給終了している場合は、その事実がわかる証明書を提出をしてください。
 提出がない場合は雇用保険加入者（待機中）とみなし、一定期間、雇用保険受給調査の対象とします。

現在は無収入だが、所得証明書に収入が記載されている場合

その収入が現在は無いことがわかる書類を提出してください。

提出書類の例	
□ 給与所得	その仕事をやめたことがわかる書類 例・退職辞令（写）、退職日が記載された源泉徴収票（写）、雇用保険受給資格者証（写）等
□ 事業所得	例・廃業届（写）等
その他	その収入が、現在は無いことがわかる書類

※ このほかに、被扶養者認定申請の事由に応じた書類の提出が必要となります。

※ 共済組合が必要と認めた場合は、上記以外の書類の提出を求められることがあります。